行政の施策決定プロセスについて①

この資料は、現状における行政の施策決定プロセスの一般的な流れを示したものです

第６次大和市総合計画

●基本構想
- 期間：1993（H５）～2010（H22）
- 1992 年６月議会で議決
- 五つの柱

地方自治法第２条４項で議会の議決が規定されている

諮問
答申

■総合計画審議会
学識経験者、団体代表、市議会議員、公募委員

市議会各会派へ報告　2000.8

●第２期基本計画
- 期間：2001(H13)～2005（H17）
- 重点施策、施策の方向を示す

市民意識調査　地域別懇談会
電子会議室　等

※一般質問や勉強会等を通じた政策・施策提言を、関係部署で計画化

●部門別計画
- 部門ごとの基本計画
- 計画策定段階での市民参加

●後期実施計画
- 期間：2001(H13)～2005（H17）
- 年度ごとの事業計画
- 毎年見直し

細かい事業実施の案は、予算見積もりを作成する段階で明らかになる

各部門別に計画立案　⇒　部内調整　⇒企画部門で検討・調整　⇒　市長決定

会派別予算要望や個別の要望等による議員提案

●予算
①各担当部署で予算見積り　②部内ヒアリング・調整
③財政ヒアリング・査定　④市長査定・予算案決定

※実施計画・予算について、市民が直接関与するための一般的な制度はない
※各種審議会や懇話会の答申・提言等をもとに計画化・予算化
※市民等の日常からの要望や意見、市民等の参加の場を踏まえて計画化・予算化

予算は、長が議会に提案し、議会の議決により成立

●事業の実施

議会の決算の認定

01/08/30　市民活動課